



現行保険証は残すべき… 給食費の無償化・一部補助を実現してほしい… の声を代弁し

県後期高齢者医療広域連合規約の変更、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定に 反対討論

会津若松市議会9月会議は、10月1日に最終本会議を開き、各委員会からの報告と討論、表決をおこないました。日本共産党の原田議員は、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてと令和5年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定についての2案件に対して反対の立場から討論をおこないました。今回の「市議会報告」では、この反対討論の要旨と、9月会議に提出された3つの陳情に対する審査結果等について報告いたします。

後期高齢者からまで現行保険証取り上げてマイナ保険証に一元化 現在の保険証を残すべきと考え 規約変更反対です

議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてについてですが、

本案件は、法律の一部改正によって現行の被保険者証が廃止されることに伴い、県後期高齢者医療広域連合規約の条文の整理をおこなうものです。

この規約変更は、いわゆるマイナンバー法にもとづいて、現行の健康保険証を廃止して、すべてマイナンバーカードの保険証に一元化するようにおこなわれるものです。

私はこの間の議会でも繰り返し述べてきたように、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、そして現行保険証の廃止は、「取得の申請は本人の自由意志に基づく」というマイナンバー法の立場にも違反して、マイナンバーの取得を事実上強制するものであるし、何より国民皆保険という我が国の誇るべき社会保障の基本的立場を崩すことにつながるものと考えます。現在でも本市のなかで約4人に一人の方はマイナンバーカードを取得していません。医療現場でのマイナ保険証を持っている方の中でのマイナ保険証の使用率も、まだ1割代で、ましてや後期高齢者からまで現行保険証を使えなくしてマイナ保険証を押しつけるという、本案件の規約改定は到底認めることができません。

マイナカード拡大にお金をばらまく、給食費無償化の願い退ける 令和5年度一般会計決算は承認できません

次に、承認第2号 令和5年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、

本決算については、その予算の段階で私は、マイナンバーカード所

有の強引な押しつけ事業、自衛隊地方協力本部への市民の個人情報の提供、学校給食費無償化・一部補助を求める市民の切実な要求に応えていないことの3つの理由で反対した経過にあります。

そのなかで自衛官募集事務費では令和5年度から新たに市民からの申請により名簿から除くことができるようになったことは大きな前進で、市民への周知の仕方についてはまだまだ不十分ですが、今後の改善に期待し、決算認定反対の理由にはしません。

しかし、それ以外の二つの課題については、令和5年度の予算執行のなかで、その問題がますます鮮明になってきていると考えます。

一つはマイナンバー制に係る事業のなかで、個人情報に関する問題だけでなく、マイナポイントという形でお金でつるようなマイナンバーカード拡大のやり方、加えて現在の健康保険証を本年12月2日以降の発行を廃止し、マイナ保険証に一元化するなど、マイナンバーカード保有を事実上全国民に強引に押しつけるようなやり方は、極めて大きな問題であることは、この間の事業執行のなかでもいよいよ明白になってきています。

また、学校給食費については、全国でも、県内でも多くの自治体が深刻な少子化対策のなかでの子育て支援策の柱の一つとして学校給食費の無償化や一部補助に乗り出し、本市でも市民の強い要望や期待もありますが、財源がないからできないという理由で、市民の期待は裏切られている状況が続いています。しかし、全国でも県内でも、本市と同規模、あるいはそれ以上の規模の自治体でも無償化や一部補助は行われており、財源がないから「やりたくてもできない」のではなく、「やる気がないからやらない」ということであることは明らかです。

私は以上のような理由で令和5年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定については承認できません。



学校給食費の無償化を求める陳情は取り下げ 再審法の改正求める陳情は賛成少数で不採択 いっぽうで 政党機関紙の庁舎内勧誘禁止の確認を求める陳情は賛成多数で採択…

9月会議には3件の陳情が出されました

出された陳状は…

○陳情第3号「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めることについて」(日本国民救援会会津支部事務局長 栗城英雄氏)

○陳情第4号「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」(政党機関紙の庁舎内勧誘の自粛を求める福島県民の会会津支部 清水伸己氏)

○陳情第5号「学校給食費の無償化の実現について」(市内城西町 宗像昭司氏)

このなかで「学校給食費の無償化の実現について」は陳情者が9月20日に陳情の取り下げを議会に申し出て、審査した文教厚生委員会でも同意され「取り下げ」となりました。

「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めることについて」は、審査した総務委員会では賛成多数で採択されましたが、最終本会議では賛成12、反対12の賛否同数となり、議長が反対したため不採択とな

りました。

なお、本陳情に賛成したのは、原田、笹内、内海、吉田、長郷、譲矢、高梨、丸山、松崎、古川、渡部、横山の各議員です。

「庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の禁止を確認することについて」は、審査した総務委員会では賛成者が少数のため不採択となりましたが、最終本会議では賛成議員が14名で多数となり採択されました。

なお、本陳情に賛成したのは、平田、中川、桎屋、長谷川、高橋、小畑、小倉、大竹、石田、大島、奥脇、大山、内海、長郷の各議員です。

この陳情については、令和5年2月会議に「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛について」という陳情が提出され、同年6月会議で不採択になっていますが、その時と同じ団体が名前を変えて陳情したものです。陳情の内容も大問題だと考えていますので、次号の「市議会報告」で詳しく報告したいと思っています。